

御宿町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和4年3月

御 宿 町

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけと目的	2
3. 計画の対象	2
4. 計画の期間	3
5. 他計画等との関係.....	3
第2章 本町の状況.....	4
1. 温室効果ガス総排出量	4
2. 社会状況の変化.....	5
第3章 温室効果ガスの排出削減目標	6
1. 目標設定の考え方.....	6
2. 削減目標	6
第4章 目標達成に向けた取り組み.....	7
1. 取り組みの基本方針	7
2. 具体的な取り組み.....	7
第5章 計画の推進に係る方策	9
1. 推進体制	9
2. 点検・評価・見直しの仕組み.....	9
3. 進捗状況の公表.....	10
資料編.....	11
施設一覧.....	11
施設別の排出状況の一覧.....	13

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、異常気象の発生やそれによる被害、農作物や生態系への影響等、地球規模で広範な影響が生じると予測されています。この地球温暖化をもたらす主な要因として、人の営みによる温室効果ガスの排出量の増加が指摘されており、この排出を少なくしていくための取り組みを社会全体で進めていくことが求められています。

我が国では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）が平成 10（1998）年に制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法では、すべての市町村が、「地方公共団体実行計画」を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

地球温暖化の対策に向けた取り組みは国際的に進められており、平成 27（2015）年 12 月には、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催されました。この際、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択され、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

また、我が国では、平成 28（2016）年には「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、中期目標として、令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量を、平成 25（2013）年度比で 26.0%減とすることが掲げられました。この計画は令和 3（2021）年に改定されましたが、改定後の計画においても引き続き、地方公共団体の基本的な役割として、「地方公共団体実行計画」の策定・実施が求められています。

こうした状況の中、本町においても、地球温暖化の防止に向けた取り組みを推進していくことが必要であり、もって「御宿町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2. 計画の位置づけと目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項における「地方公共団体実行計画」として位置づけられます。

本計画は、地球温暖化対策計画に即して、御宿町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減に向けた取り組みを推進することを目的に策定するものです。

地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

3. 計画の対象

本計画の対象範囲は、本町の全ての事務・事業とします。なお、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、地球温暖化対策計画の内容を踏まえ、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取り組み（措置）を講ずるよう要請することとします。

また、本町には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院等が存在しないため、メタン（CH₄）や一酸化二窒素（N₂O）等の排出量は少ないと考えられます。そのため、本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質[※]のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

※地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 物質

- 1 CO₂：二酸化炭素
- 2 CH₄：メタン
- 3 N₂O：一酸化二窒素
- 4 HFC：ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 5 PFC：パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 6 SF₆：六ふっ化硫黄
- 7 NF₃：三ふっ化窒素

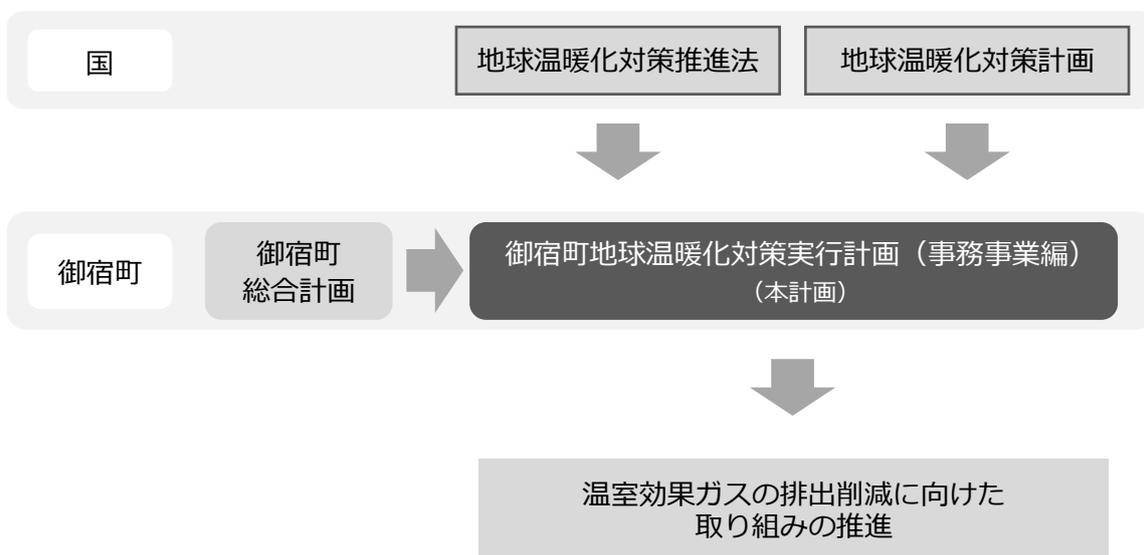
4. 計画の期間

本計画は、令和4（2022）年度から、国が中期目標として掲げている令和12（2030）年度末までを計画期間とします。また、計画期間中においても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



5. 他計画等との関係

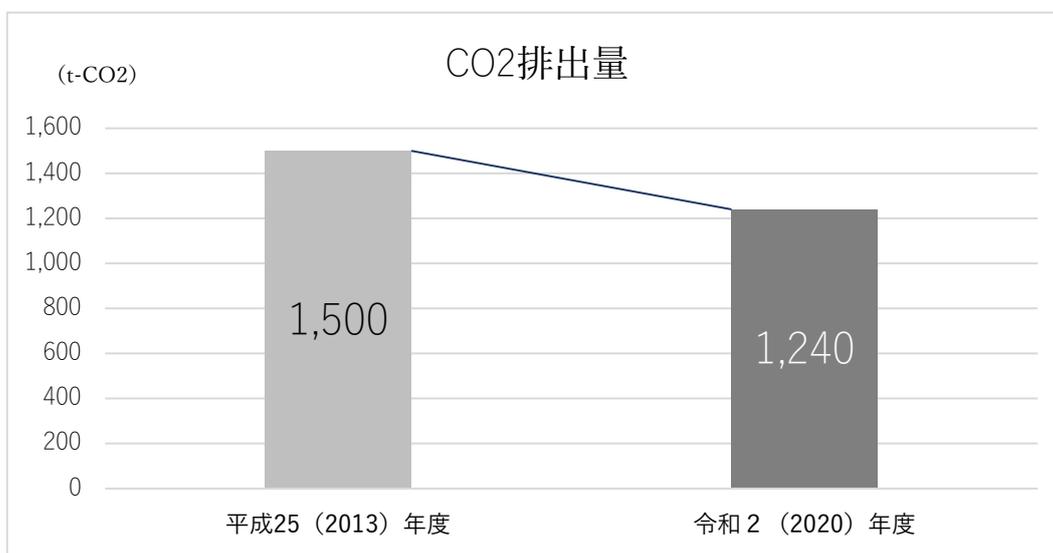
本計画は、先述のとおり、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として、地球温暖化対策計画及び本町の最上位計画である御宿町総合計画に即して策定します。



第2章 本町の状況

1. 温室効果ガス総排出量

本町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の算出値[※]は、基準年度である平成25(2013)年度において、1,500t-CO₂となっています。また、直近の状況として、令和2(2020)年度は1,240t-CO₂となっており、この7年間で17.3%の減少となっています。



なお、「温室効果ガス総排出量」のうち、電気の使用に伴うものが大半を占めており、その排出量は減少していますが、総排出量に占める割合は、総排出量が減少していることもあり、平成25(2013)年度から令和2(2020)年度にかけて上昇しています。

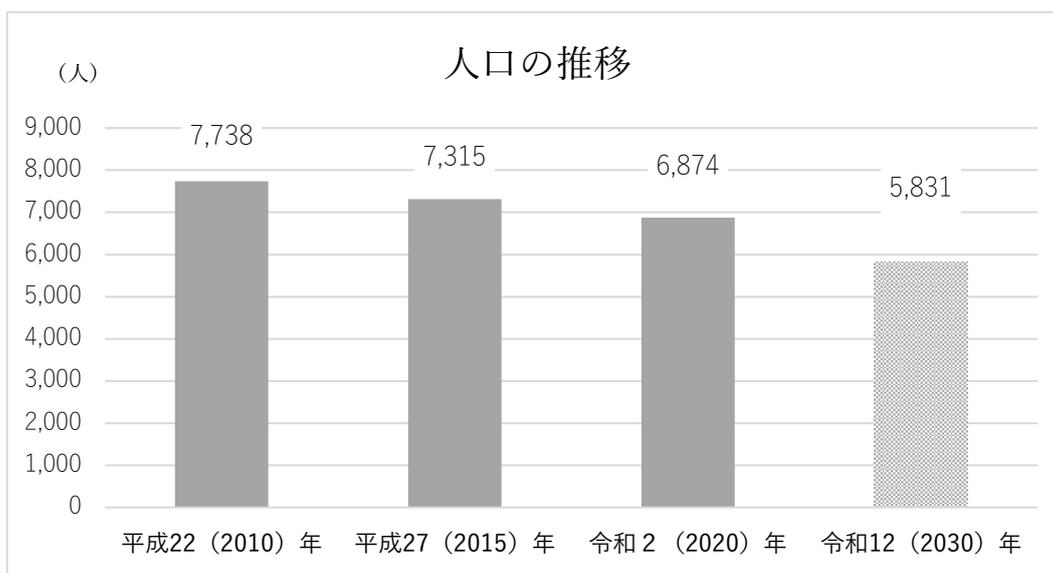
	平成25(2013)年度	令和2(2020)年度
総排出量 (t-CO ₂)	1,500	1,240
※※ 内訳		
電気に伴うもの	1,351 (90.1%)	1,136 (91.6%)
ガソリンに伴うもの	48 (3.2%)	44 (3.5%)
重油に伴うもの	27 (1.8%)	33 (2.7%)
軽油に伴うもの	51 (3.4%)	11 (0.9%)
その他	23 (1.5%)	16 (1.3%)

※算出は、本計画の対象であるCO₂について行い、環境省温室効果ガス排出量算定支援ツール「かんたん算定シート」を用いている。

2. 社会状況の変化

(1) 人口の変化

本町の人口は減少傾向にあり、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年の 10 年間で、11.2%減少しています。また、本計画の最終年度にあたる令和 12（2030）年には、本町の人口は 5,831 人にまで減少すると推計されています（国立社会保障・人口問題研究所による推計値）。



※国勢調査より。

※令和 12（2030）年の値は、国立社会保障・人口問題研究所による推計値。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大

令和 2（2020）年以降、世界的に新型コロナウイルス感染症が拡大し、我が国においても社会全体で各種の活動規模の縮小が起きました。本町の事務・事業における活動量にも影響が生じており、温室効果ガス排出量を減少させる方向にはたらいっていると考えられます。新型コロナウイルス感染症の発生状況の推移等は予測が難しく、一定程度の影響は本計画期間中も残ることが考えられます。

第3章 温室効果ガスの排出削減目標

1. 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画や社会情勢等を踏まえ、本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減を効果的に推進していくために、削減目標を設定します。

2. 削減目標

地球温暖化対策計画の中期目標に基づき、目標年度である令和12(2030)年度の排出量を、基準年度である平成25(2013)年度比で26%削減することを目標とします[※]。

項目	基準年度 平成25(2013)年度	目標年度 令和12(2030)年度
温室効果ガスの排出量	1,500t-CO ₂	1,110t-CO ₂
削減率	-	26%

※目標数値の設定については、国による「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(簡易版)Ver.1.2」で示される考え方を参考にしており、一般廃棄物処理事業を行っている当町では、同規模の他自治体と同様に「業務その他部門」の40%削減という目標を参照すると実態にそぐわないことが考えられるため、地球温暖化対策計画の中期目標の26%という数値を採用した。ただし、地球温暖化対策計画の改訂(令和3年10月)を受け、今後上記マニュアルが更新される可能性があるため、本計画の期間中も継続して国の動向を注視しつつ、必要に応じて目標を更新する。

第4章 目標達成に向けた取り組み

1. 取り組みの基本方針

温室効果ガス排出の主要因である、電気の使用と、灯油・重油・ガソリンなどの燃料の使用について、量の削減に資する取り組みを進めます。特に、本町の事務・事業による総排出量は、電気の使用に伴うものが中心となっており、かつ、その割合は基準年度となる平成25（2013）年度に比べて令和2（2020）年度は上昇していることから、電気の使用量の削減に重点的に取り組みます。

2. 具体的な取り組み

① 施設・設備等の運用改善

温室効果ガス排出量の削減に向けて、本町が保有している施設・設備等の運用方法について必要に応じた見直しを行い、省エネルギー化を推進します。

- 効率的な事務の遂行に一層努めることで、施設における照明や空調等の使用時間の削減を図ります。
- 使用する必要がない時間・箇所の照明について、消灯します。
- 空調等の利用については、適正な温度管理を行います。
- クールビズ・ウォームビズの推進により、空調使用の抑制を図ります。
- 空調機器のフィルター類の清掃により、送風効率を向上させます。
- 公用車の使用について、できる限り相乗りし、エコドライブを推進するとともに、車両の適正な整備・管理を行い、燃料使用量の削減に努めます。
- 職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取り組みを定着させます。
- そのほか、不必要なエネルギー使用の削減を図ります。
- グリーン購入法に基づき、より環境負荷の少ない消耗品等の物品導入について検討します。

② 施設・設備等の更新

新たに施設・設備を導入する際や、現在保有している施設・設備等を更新する際に、省エネルギー化を推進する観点から、エネルギー効率の高い施設・設備等の導入を図ります。

- 施設の照明や街路灯・防犯灯のLED化を進めます。
- 冷暖房の効率化に向け、断熱性の高い窓ガラスや二重サッシ、遮熱フィルム等の導入を検討します。
- 公共施設の緑化を推進します。
- 公用車を更新する場合は、低燃費・低公害車の導入を図るとともに、EV車及びハイブリッドカーの導入を推進します。
- 高効率ヒートポンプなど、省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 雨水を有効に利用する設備の導入について検討を行います。

③ 再生可能エネルギーの導入

温室効果ガスの排出量の削減に向け、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を検討します。

- 多様な再生可能エネルギー及び活用手法等について、先進事例の取り組みを参考に、当町におけるカーボンニュートラルへの取り組みを検討し、導入を推進します。

④ 間接的な温室効果ガス排出量の削減

本町が直接実施する事務・事業以外でも温室効果ガスの排出量の削減を図れるよう、町民や事業実施者への意識啓発・要請を行います。

- 省エネルギー・節電等の取り組みに関し、町民の意識醸成に取り組みます。
- 外部への委託や指定管理者制度等により実施する事業等について、可能な限り温室効果ガスの排出削減等の取り組み（措置）を講ずるよう、受託者等に要請します。
- 地球温暖化防止の推進のため、住宅用設備等脱炭素化促進事業を実施します。

第5章 計画の推進に係る方策

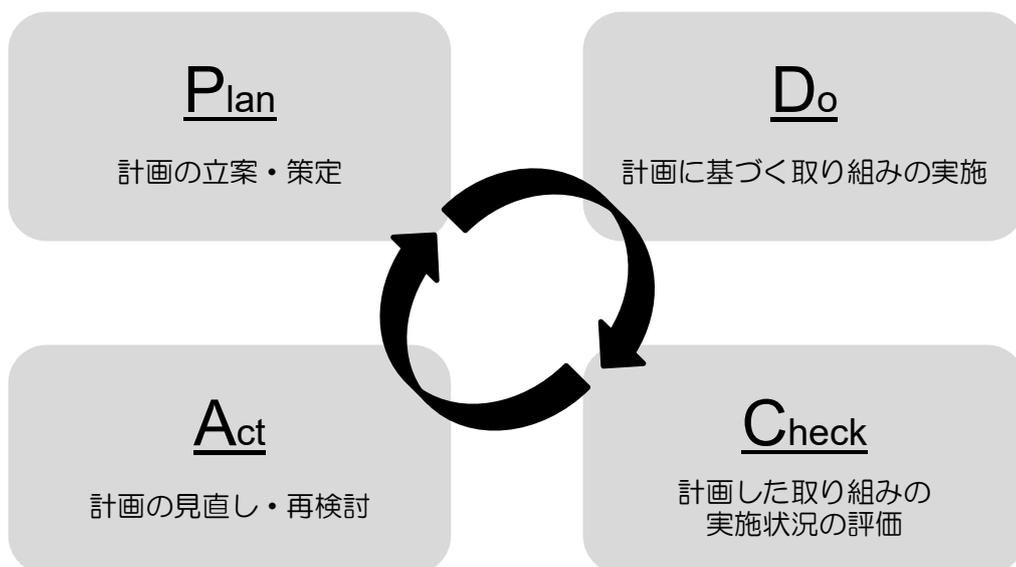
1. 推進体制

本計画の推進にあたっては、全町公園課が事務局として中心的な役割を担い、庁内における必要な連絡・調整等を適宜行います。特に、計画期間中の進捗管理・評価や、計画の見直し等を行う際には、全町公園課が中心となって各課等との連絡・調整を行います。また、各課・各施設等においては、本計画の実施に係る役割を担うこととし、計画期間中の進捗管理・評価や、計画の見直し等を行う際には、必要な情報の提供を行うこととします。

2. 点検・評価・見直しの仕組み

本計画の推進にあたっては、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返す「PDCA サイクル」の実行によって、効果的な推進を図ります。

各課等のエネルギー使用量や取り組み状況を適宜調査し、毎年度の進捗管理・評価を行うとともに、必要に応じて本計画の見直しを行います。



3. 進捗状況の公表

本計画の進捗状況や評価結果等については、地球温暖化対策推進法第 21 条第 10 項に基づき、毎年度 1 回、本町の広報紙やホームページにおいて公表します。

資料編

施設一覧

総務課
御宿町役場本庁舎（車庫含む）
須賀多目的広場(照明のみ)
企画財政課
須賀多目的広場
旧御宿高校（中央国際学園）
御宿町駅前駐車場
産業観光課
月の沙漠記念館（複合インフォメーション含む）
町営プール管理棟・プールサイド
御宿町駅前観光案内所
中央海岸案内所
岩和田観光案内所
中央駐車場
観光事業用住宅（松原荘）
観光看板（国道128号線）
新町倉庫
浜交流拠点（レリッシュ東南風）
浜漁港便所
教育課
御宿中学校
御宿小学校
布施小学校
共同調理場
御宿町公民館
B&G 海洋センター体育館+屋内プール
旧岩和田小学校体育館
御宿台公園テニスコート管理事務所
御宿台パークゴルフガーデン管理事務所
歴史民俗資料館

建設環境課	
	1117 号線ポンプ
	八坂神社下揚水ポンプ
	御宿町浄水場
	塵芥処理場焼却場+車庫棟
	堺川排水処理施設
	月の沙漠記念公園公衆トイレ
	中央海岸公衆トイレ
	岩和田海岸公衆トイレ
	メキシコ記念公園公衆トイレ
	浜公衆トイレ（浜観光案内所含む）
保健福祉課	
	おんじゅく認定こども園
	御宿町地域福祉センター
	御宿町児童館
	岩和田児童館
	新町交流拠点（かぐや）
その他	
	公用車
	外灯・街路灯・防犯灯
	草刈機等

施設別の排出状況の一覧

- 排出量 (t-CO₂) は、活動量と排出係数の積で算出されます。
- 排出量及び活動量は、四捨五入の上、小数点第一位まで示しています。
- 「-」は、該当する活動及び排出がないことを表します（廃止含む）。
- 「0.0」は、該当する活動及び排出があるものの四捨五入の関係で0.0となっていることを表します。
- 中期目標の値は、本計画で示した削減目標を各施設に適用した値です。数値によっては、四捨五入の関係で、基準年度である2013年度の値と見かけ上変わらない場合があります。
- 四捨五入の関係で、各排出量の合計は計画本文中の総排出量に必ずしも一致しません。

■電気の使用に伴うもの

※排出係数 (t-CO₂/kWh) は、2013年度が 0.000531、2020年度が 0.000447

施設名	2013年度		2020年度		中期目標 2030年度 (t-CO ₂)
	排出量 (t-CO ₂)	活動量 (kWh)	排出量 (t-CO ₂)	活動量 (kWh)	
御宿町役場本庁舎（車庫含む）	210.4	396,284.9	181.3	405,683.9	155.7
須賀多目的広場(照明のみ)	0.2	336.0	-	-	0.1
須賀多目的広場	0.6	1,218.0	0.2	534.0	0.5
旧御宿高校（中央国際学園）	6.0	11,272.0	22.8	51,036.0	4.4
御宿町駅前駐車場	0.1	94.3	0.2	348.9	0.0
月の沙漠記念館（複合インフォメーション含む）	36.9	69,446.0	28.5	63,785.0	27.3
町営プール管理棟・プールサイド	68.1	128,248.0	12.4	27,741.0	50.4
御宿町駅前観光案内所	5.2	9,833.5	3.4	7,518.0	3.9
中央海岸案内所	0.2	465.0	0.4	837.0	0.2
岩和田観光案内所	1.4	2,702.0	1.0	2,310.0	1.1
中央駐車場	0.1	212.0	0.2	446.0	0.1
観光事業用住宅（松原荘）	1.5	2,864.0	1.1	2,533.0	1.1
観光看板（国道128号線）	-	-	1.5	3,303.0	-
新町倉庫	0.0	75.0	-	-	0.0
浜交流拠点（レリッシュ東南風）	-	-	0.1	318.0	-
浜漁港便所	0.0	23.0	0.0	14.7	0.0
御宿中学校	59.8	112,681.0	59.0	131,924.0	44.3
御宿小学校	36.0	67,881.0	41.4	92,579.0	26.7
布施小学校	27.7	52,212.0	24.4	54,629.0	20.5
御宿町公民館	61.0	114,822.0	33.0	73,801.0	45.1
B&G 海洋センター体育館+屋内プール	13.2	24,884.3	5.8	13,082.7	9.8

施設名	2013 年度		2020 年度		中期目標 2030 年度 (t-CO2)
	排出量 (t-CO2)	活動量 (kWh)	排出量 (t-CO2)	活動量 (kWh)	
旧岩和田小学校体育館	2.3	4,291.2	1.2	2,679.3	1.7
歴史民俗資料館	8.4	15,827.0	5.0	11,237.0	6.2
1117 号線ポンプ	0.5	999.0	0.1	223.0	0.4
八坂神社下揚水ポンプ	0.5	858.0	0.1	160.0	0.3
御宿町浄水場	177.1	333,564.0	138.0	308,829.0	131.1
塵芥処理場焼却場+車庫棟	491.1	924,860.8	387.9	867,700.8	363.4
堺川排水処理施設	65.0	122,356.0	62.7	140,216.0	48.1
月の沙漠記念公園公衆トイレ	5.7	10,662.0	5.1	11,329.0	4.2
中央海岸公衆トイレ	0.3	576.0	0.4	920.0	0.2
メキシコ記念公園公衆トイレ	0.5	991.6	0.5	1,104.4	0.4
岩和田海岸公衆トイレ	9.2	17,359.0	5.5	12,332.0	6.8
浜公衆トイレ（浜観光案内所含む）	4.8	8,971.0	4.5	10,097.0	3.5
おんじゅく認定こども園	-	-	33.1	74,160.0	-
御宿町地域福祉センター	11.7	22,078.0	6.5	14,608.0	8.7
御宿町児童館	3.7	7,042.0	5.0	11,151.0	2.8
岩和田児童館	0.9	1,624.0	-	-	0.6
新町交流拠点（かぐや）	-	-	0.6	1,362.0	-
外灯・街路灯・防犯灯	40.7	76,643.4	63.3	141,580.0	30.1

■ガソリンの使用に伴うもの

※排出係数 (t-CO2/L) は 0.00232

施設名	2013 年度		2020 年度		中期目標 2030 年度 (t-CO2)
	排出量 (t-CO2)	活動量 (L)	排出量 (t-CO2)	活動量 (L)	
公用車	45.3	19,514.9	42.2	18,176.1	33.5
草刈機等	3.0	1,305.4	1.9	805.0	2.2

■重油の使用に伴うもの

※排出係数 (t-CO2/L) は 0.00271

施設名	2013 年度		2020 年度		中期目標 2030 年度 (t-CO2)
	排出量 (t-CO2)	活動量 (L)	排出量 (t-CO2)	活動量 (L)	
塵芥処理場焼却場+車庫棟	27.1	10,000.0	32.5	12,000.0	20.1

■軽油の使用に伴うもの

※排出係数 (t-CO₂/L) は 0.00258

施設名	2013 年度		2020 年度		中期目標 2030 年度 (t-CO ₂)
	排出量 (t-CO ₂)	活動量 (L)	排出量 (t-CO ₂)	活動量 (L)	
公用車	50.9	19,712.9	11.2	4,329.0	37.7

■灯油の使用に伴うもの

※排出係数 (t-CO₂/L) は 0.00249

施設名	2013 年度		2020 年度		中期目標 2030 年度 (t-CO ₂)
	排出量 (t-CO ₂)	活動量 (L)	排出量 (t-CO ₂)	活動量 (L)	
産業観光課購入	0.0	10.0	-	-	0.0
御宿中学校	9.1	3,640.0	5.0	2,000.0	6.7
御宿小学校	2.6	1,050.0	1.0	400.0	1.9
布施小学校	-	-	0.4	178.0	-
御宿町公民館	0.3	110.0	0.2	94.0	0.2
B&G 海洋センター体育館+屋内 プール	0.8	312.0	1.0	388.0	0.6
歴史民俗資料館	0.1	44.0	0.3	134.0	0.1
塵芥処理場焼却場+車庫棟	0.1	38.0	-	-	0.1
保健福祉課購入	0.1	36.0	-	-	0.1
おんじゅく認定こども園	-	-	0.1	38.0	-
御宿町児童館	0.8	324.0	1.7	682.0	0.6
岩和田児童館	0.3	116.0	-	-	0.2

■ ガスの使用に伴うもの

※排出係数 (t-CO₂/N m³) は 0.00223

施設名	2013 年度		2020 年度		中期目標 2030 年度 (t-CO ₂)
	排出量 (t-CO ₂)	活動量 (N m ³)	排出量 (t-CO ₂)	活動量 (N m ³)	
御宿町役場本庁舎 (車庫含む)	0.0	18.6	0.0	1.5	0.0
町営プール管理棟・プールサイド	0.3	154.7	-	-	0.3
観光事業用住宅 (松原荘)	0.9	388.0	-	-	0.6
御宿中学校	0.0	19.9	0.0	2.1	0.0
御宿小学校	0.0	16.0	0.0	6.0	0.0
布施小学校	1.2	551.6	0.1	44.9	0.9
共同調理場	5.7	2,568.0	4.0	1,804.0	4.2
御宿町公民館	0.1	31.0	0.0	3.0	0.1
B&G 海洋センター体育館+屋内プール	0.1	41.0	-	-	0.1
塵芥処理場焼却場+車庫棟	0.1	29.1	0.0	3.7	0.0
おんじゅく認定こども園	-	-	2.5	1,117.1	-
御宿町児童館	0.0	2.0	0.0	0.4	0.0
新町交流拠点 (かぐや)	-	-	0.0	0.4	-